

対応手順の課題と改正の方向性（案）について

1 面談における確認事項について（対応方針：P.4～5）

【課題】

特に単独調理校の共同調理場への移行にあたり、各校での保護者との個別面談にて確認すべき事項を統一し、どの学校でも同じ食物アレルギー対応が実施できるようにする必要がある。

【意見】

調理場配置となった市栄養士が食材の選定及び献立、食品の安全性の見地から学校のアレルギー対応委員会に関与するような形にならないか。面談への参加の有無を含めて、学校と市栄養士の役割分担を明確にする必要があるのではないか。

【改正の方向性】

- ・個別面談で確認すべき事項を一覧にした「チェックリスト」を市教育委員会（学校給食課）が作成し、学校へ提供する。
- ・学校のアレルギー対応委員会への市栄養士の関わりや役割について、小中学校とも協議したうえで、対応方針に明示する。

2 ごく微量で反応が誘発される可能性がある場合への対応について（対応方針：P.8）

【課題】

文部科学省の対応指針に沿った記載とする必要がある。また、面談者の裁量の余地が大きい内容となっているため、学校ごとに対応に差異が生じないように市の基本的な方針を明示したほうがいいのではないか。

【改正の方向性】

- ・該当する表現を文部科学省「学校給食におけるアレルギー対応指針」に合わせるとともに、記載した注意喚起例に該当する場合には、医師の診断に基づき、弁当対応とするという方向で対応方針を改正する。

3 1年以内にアナフィラキシーショックを発症した児童への対応について（方針：P.8）

【課題】

一部について学校生活管理指導表などの医師の診断に基づき食物アレルギー対応を決定するという原則から外れた運用となっていることから、整理が必要ではないか。

【意見】

この部分の対応方針本文の記載が分かりづらいので修正が必要ではないか。

【改正の方向性】

- ・発症時の状況を問わず、必ず一度給食を停止して、医療機関を受診する。その後、期間を問わず、給食提供が可能な旨の医師の診断が得られた場合のみ、再度、学校で市栄養士を含めたアレルギー面談を実施したうえで対応方針に沿った形で給食提供を再開するという方向で対応方針を改正する。

- ・当該項目の適用範囲について、アナフィラキシーショックを含めた「緊急性が高いアレルギー症状」を対象とすることとし、具体的にどのような症状が起こった時に対象とするのかを対応方針に明示する。

4 食物アレルギー児童の把握について（対応方針：P.10）

【課題】

児童生徒の食物アレルギーの事前確認について、学校ごとに確認方法に差があることから全校で統一するべきである。また、中学校での食物アレルギー対応の開始にあたり、情報把握に漏れが生じないように小学校から中学校への情報の引継ぎが必要ではないか。

【改正の方向性】

- ・児童生徒の食物アレルギー状況の把握を徹底するため、各学校においては、毎年度、全ての児童生徒を対象として食物アレルギーの有無を確認するよう、対応方針に明示する。
- ・小学校から中学校へのアレルギー情報の伝達について、個人情報法の取扱いを含めて小中学校と協議したうえで、実現できるように運用の改善を行う。

5 保護者とのアレルギー対応食の確認方法（対応方針：P.12）

【課題】

学校や保護者が確実かつ円滑にアレルギーチェックができるような書類を市が作成・提供する必要がある。特に初めて食物アレルギー対応を開始する中学校では、教員に経験値がないので、誰でも確実にチェックができるような書類や手順とするべきである。

【意見】

学校に人事異動や管理職の変更があった場合でも、一目でみてわかるような、簡略化して、かつ手落ちがないような書類を作る必要がある。特に初めて食物アレルギー対応が始まる中学校では、可能な限りアレルギーチェックに係る教員の負担が増えないような確認方法とする必要がある。

【改正の方向性】

- ・学校や保護者が日々のアレルギーチェックを円滑にできるよう、教育委員会（学校給食課）から児童生徒一人一人の当日の対応が一目見て分かるような確認書類を提供する。合わせて、学校単位／日単位でのアレルギー対応の一覧表なども提示する。
- ・初めてアレルギー対応を行う中学校教員に向け、様々な形で研修や情報提供等を行う。
- ・そのために必要となる ICT システムの導入について庁内で検討を進める。

6 学校での対応（対応方針：P.14）

【課題】

「学校アレルギー事故を 100%防止するために」に沿った安全なアレルギー対応が円滑に実施できるように必要な書類や対応の流れを整理していく必要がある。

【改正の方向性】

- ・「学校アレルギー事故を 100%防止するために」について、誰が見ても同じように安全・安心な

対応ができるよう、より分かりやすい記載となるように改正する。

- ・「学校アレルギー事故を 100%防止するために」の流れに基づき学校が確認を行う際に必要となる各種書類については、可能な限り教育委員会（学校給食課）が作成し、学校に提供する。

7 食物アレルギー対応の解除（対応方針：P.16）

【課題】

一部について学校生活管理指導表などの医師の診断に基づき食物アレルギー対応を決定するという基本的な原則から外れた運用となっていることから、整理が必要ではないか。

【改正の方向性】

- ・食物アレルギー対応の解除に必要な条件について整理・検討し、医師の診断に基づき対応が決定されるように運用の見直しを行う。

8 対応食品以外を原因とする食物アレルギーへの対応（対応方針：記載なし）

【課題】

対応食品以外を原因とする食物アレルギーへの対応について、対応方針に特に規定がないことから、安全・安心な対応ができるように、記載を追加するべきである。

【改正の方向性】

- ・対応食品への対応手順と同様に、対応食品以外を原因食品とする食物アレルギーに対しても安全・安心な対応が実施されるように、詳細な対応手順を対応方針に明示する。